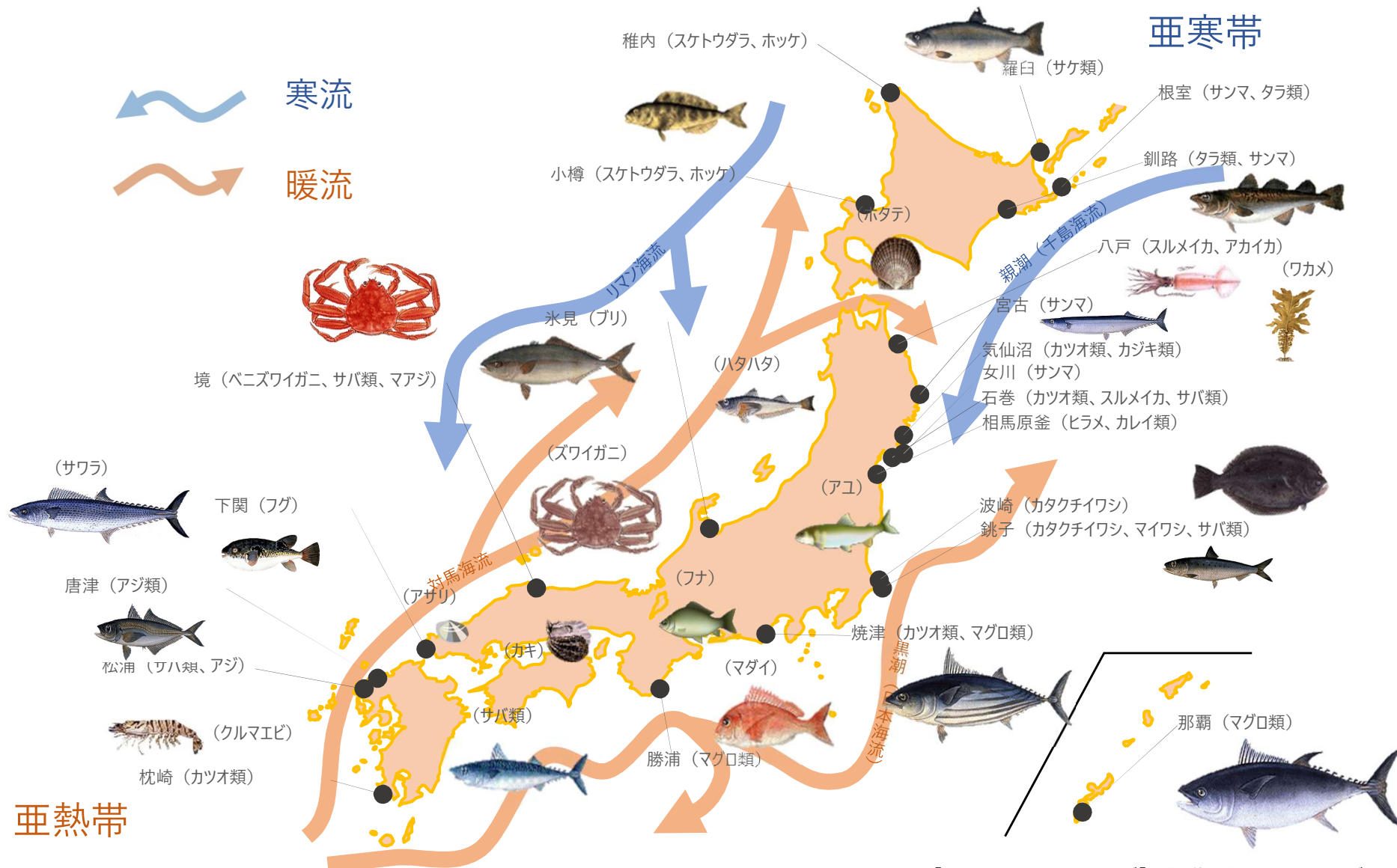


我が国のTAC管理制度について

令和8年6月
水産庁

我が国周辺で獲れる魚

- 我が国の周辺には、南からは暖流（黒潮・対馬海流）が、北からは寒流（親潮・リマン海流）が流れており、各地で、様々な魚が水揚げされている。
- これに伴い、産地において、食文化を含め、様々な文化が根付いてきた。



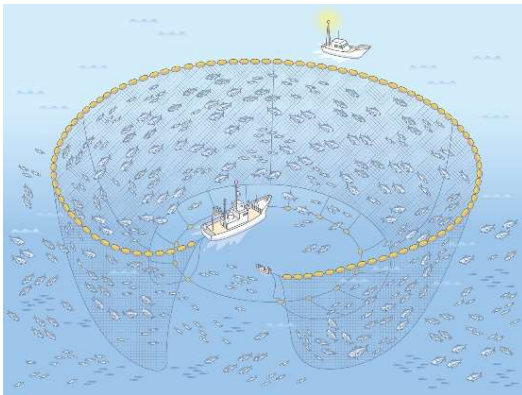
資料：農林水産省「水産物流通統計年報」及び「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

主な漁業種類

- 我が国には、獲れる魚の特性に応じ、各地で様々な漁業種類が存在している。
- 複数の都道府県の水域をまたいで操業する漁業種類又は日本のEEZ（Exclusive Economic Zone/排他的経済水域）外で操業する漁業種類は、農林水産大臣が管理している。

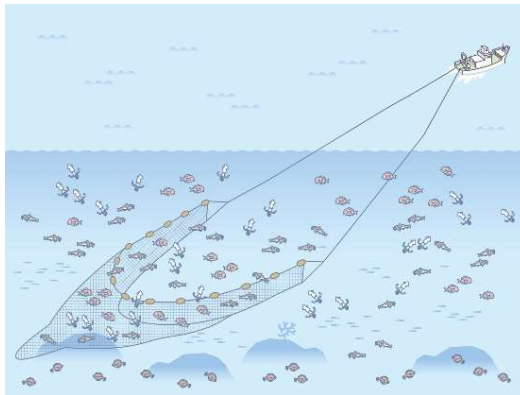
<まき網漁業>

- ・大中型まき網（大臣許可）と中小型まき網（知事許可）が存在。
- ・表～中層を泳ぐ群れ（浮魚）を効率よく漁獲することが可能。



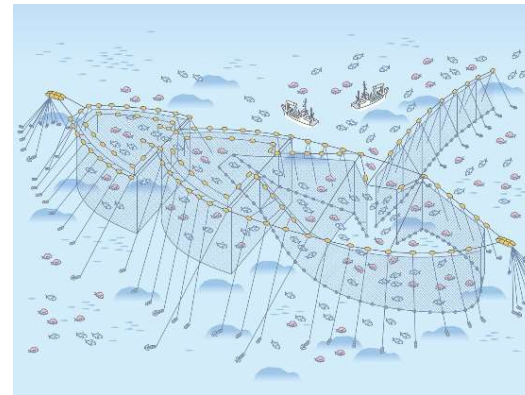
<底びき網漁業>

- ・沖合底びき網（大臣許可）と小型底びき網（知事許可）が存在。
- ・中～低層に存在する群れ（底魚）を効率よく漁獲することが可能。

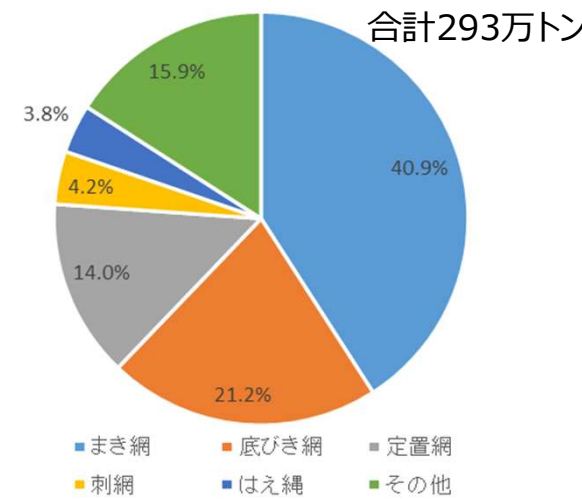


<定置網漁業>

- ・大型と小型が存在（いずれも知事による管理）。
- ・沿岸を回遊する魚のとおり道をふさぎ、奥の魚捕部に入った魚を漁獲。

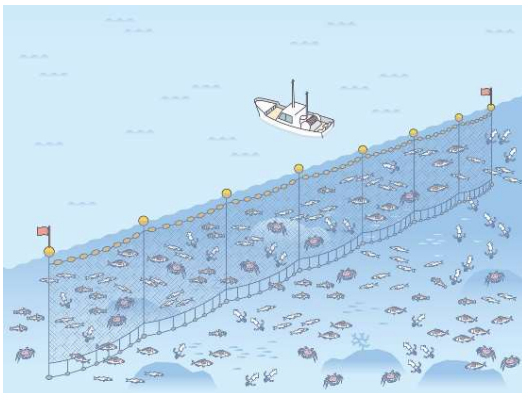


漁業種類別漁獲量（令和5年）



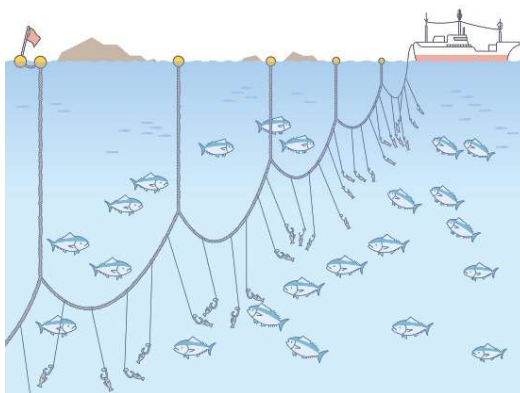
<刺し網漁業>

- ・主に沿岸で、魚のとおり道をふさぎ、網に触れた魚を網に絡めとることで漁獲（知事許可）。



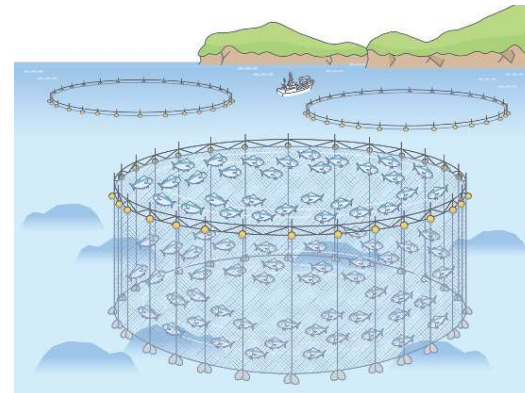
<はえ縄漁業>

- ・遠洋等でまぐろ類を獲るはえ網（大臣許可）と、沿岸で様々な魚種を漁獲するはえ縄（知事許可）が存在。

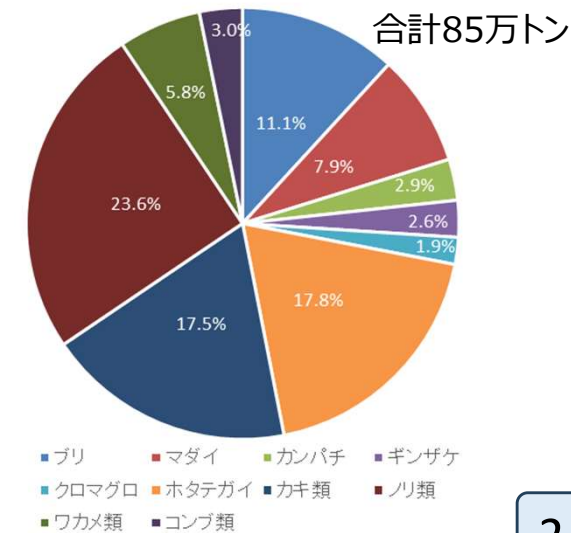


<養殖業>

- ・知事の免許する漁業権に基づき、各地で様々な魚貝類・藻類が養殖。



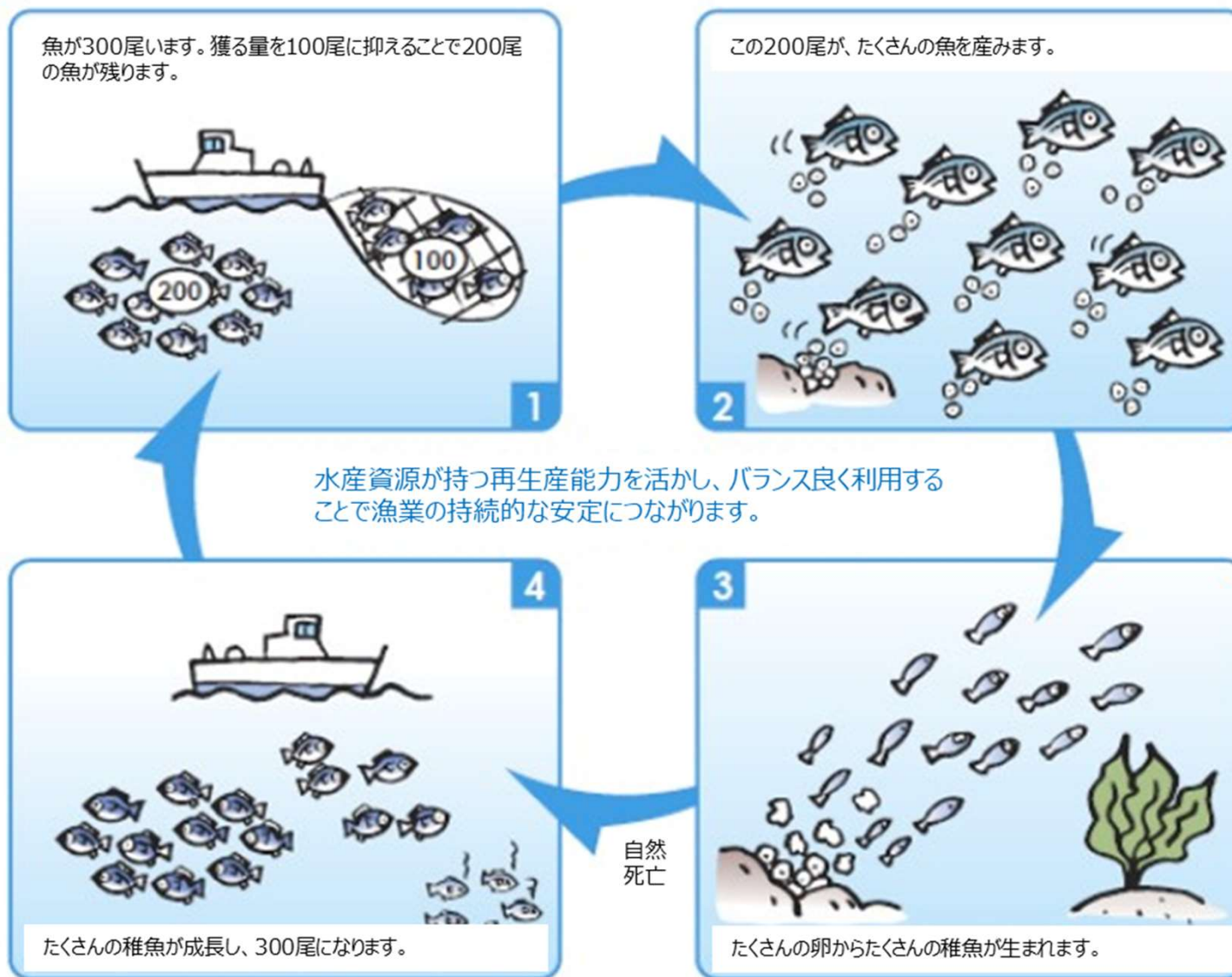
養殖魚種別生産量



（出典）海面漁業生産統計調査結果から水産庁作成

資源管理とは

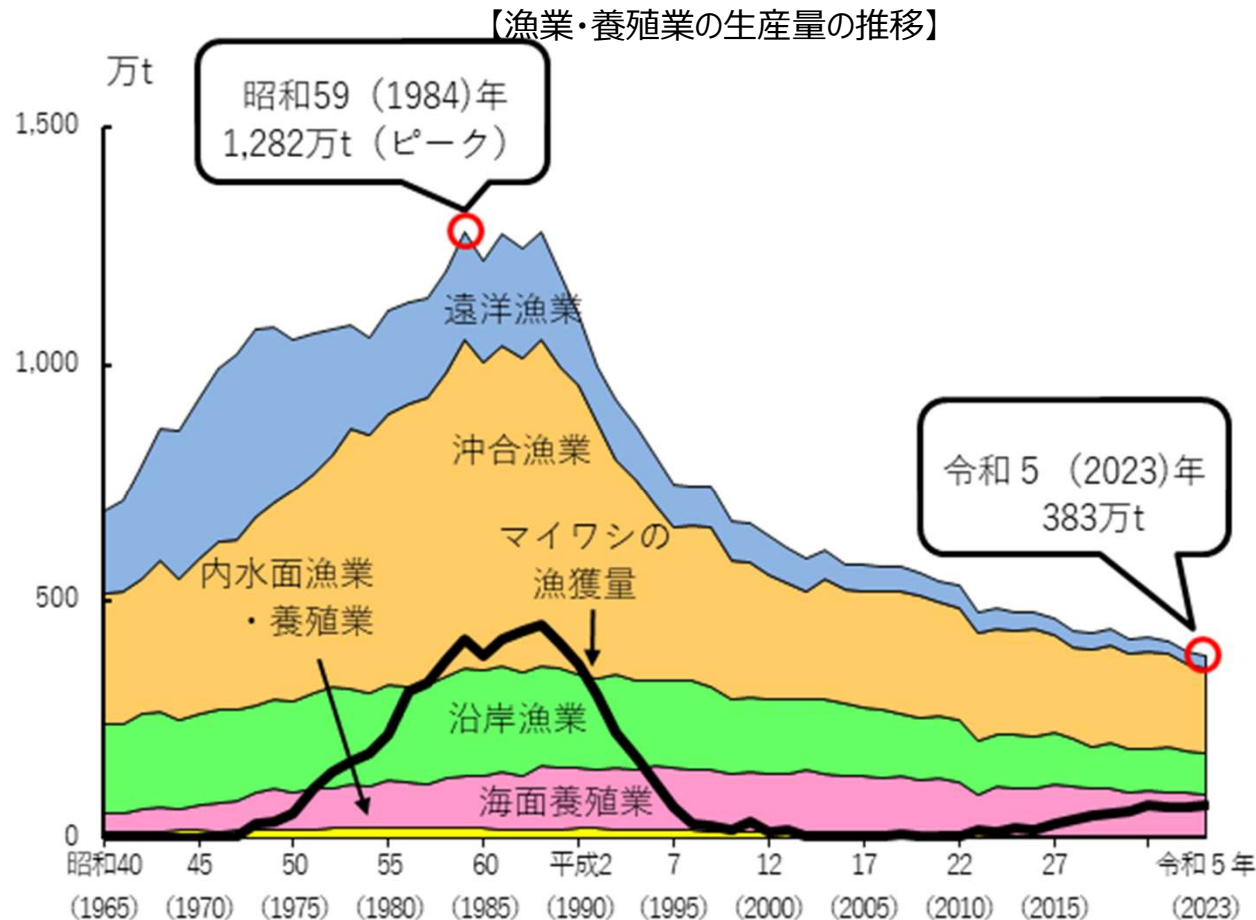
- 水産資源は、親が子を産み、子が成長することで増加する（この部分については、基本的に、人の力が直接及ばない。）一方で、漁業活動や他の魚からの捕食、寿命等で減少する。更に、海が育てられる資源の量の最大値は、環境によって変化する。
- 資源管理は、漁業活動（採捕の数量）を調整し、必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組。



資料：（一社）漁業情報サービスセンターの資料に基づき水産庁で作成

我が国の漁獲量の推移

- 我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためにはこれに歯止めをかける必要がある。
- 漁業生産量の減少については、海洋環境の変化など様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、その減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- こうした状況に対応するため、平成30年、漁業法の下、MSY（Maximum Sustainable Yield/最大持続生産量）を実現する資源水準の値を目標とし、目標達成のための手法はTAC（Total Allowable Catch/漁獲可能量）による管理を基本とする制度が創設された（令和2年12月施行）。

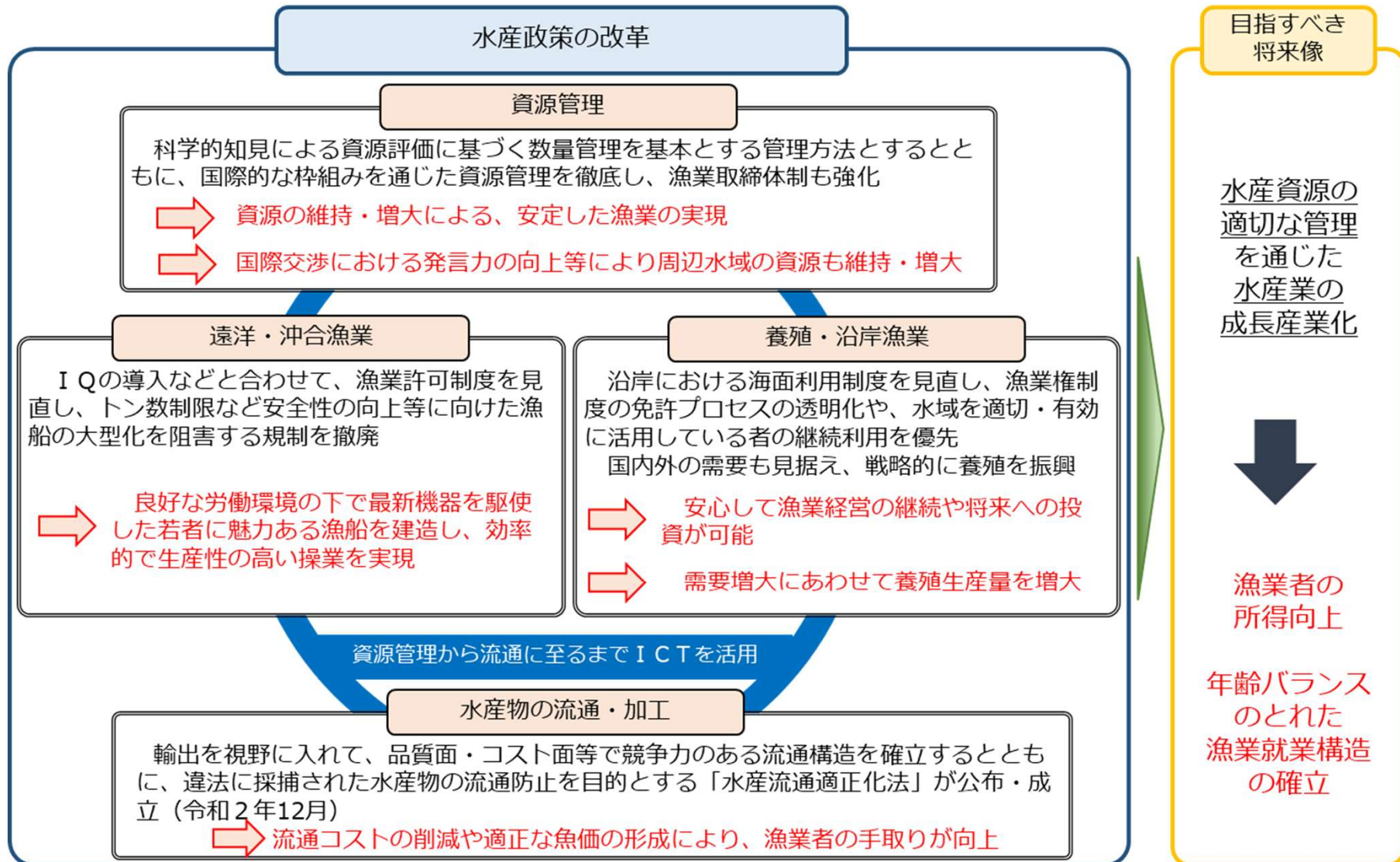


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

水産政策の改革の全体像

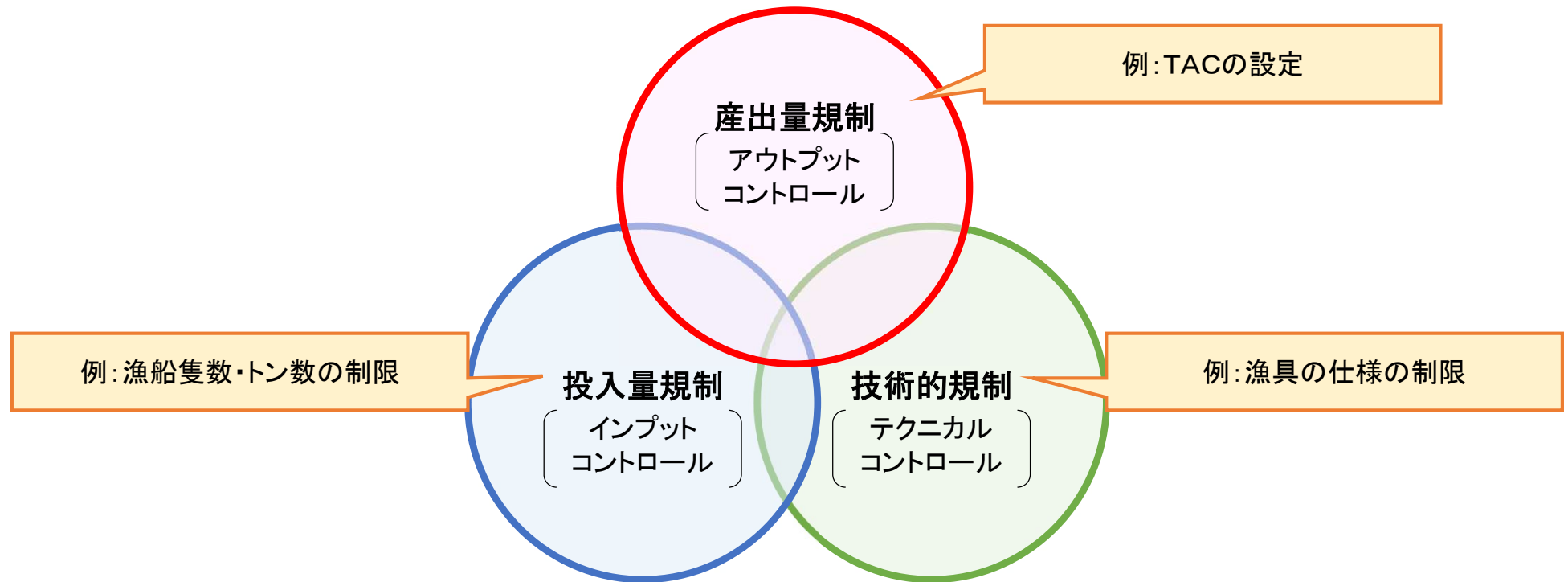
- 水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。
- 数値目標として、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを掲げている。



TAC（漁獲可能量）とは

- TACは、「一年間に採捕することができる数量の限度として定められる数量」をいう。
- TACによる管理により、採捕の数量を直接コントロールすることが可能となる。資源管理の手法としては、そのほか、投入量規制（例：漁船隻数・トン数の制限）や技術的規制（例：漁具の仕様の制限）がある。

※TACの設定方法は、スライド15に記載。



T A C 管理の対象資源

- 漁業法改正以降、令和7年度までに漁獲量ベース(※)で8割をT A C管理とすることを目標とし、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、順次T A C管理の対象を拡大している。
- 漁業法におけるT A C管理では、国際機関（R F M O（Regional Fisheries Management Organization/地域漁業管理機関））で我が国の漁獲枠が設定されているマグロ類等の資源も対象としている。
- 令和8年3月現在、T A C管理の対象資源（特定水産資源）は54資源。漁獲量ベース(※)では7.7割。

(※) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

1	くろまぐろ(小型魚)	21	ずわいがにオホーツク海南部	41	めばち(インド洋協定海域)
2	くろまぐろ(大型魚)	22	にしくろかじき(大西洋条約海域)	42	まだら本州太平洋北部系群
3	みなみまぐろ	23	にしまかじき及びふうらいかじき(大西洋条約海域)	43	まだら本州日本海北部系群
4	さんま	24	びんなが(南大西洋海域)	44	まだら北海道太平洋
5	まあじ	25	めかじき(南大西洋海域)	45	まだら北海道日本海
6	まいわし太平洋系群	26	めかじき(北大西洋海域)	46	よしきりざめ(南大西洋海域)
7	まいわし対馬暖流系群	27	めかじき(南西太平洋海域)	47	ながすくじら
8	すけとうだら太平洋系群	28	めばち(大西洋条約海域)	48	かたくちいわし太平洋系群
9	すけとうだら日本海北部系群	29	めばち(東部太平洋条約海域)	49	かたくちいわし瀬戸内海系群
10	すけとうだらオホーツク海南部	30	よしきりざめ(北大西洋海域)	50	まだい日本海西部・東シナ海系群
11	すけとうだら根室海峡	31	あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3M))	51	ぶり
12	するめいか	32	あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3O))	52	くろまぐろ(東部太平洋条約海域)
13	大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)	33	いわしくじら	53	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
14	大西洋くろまぐろ(東大西洋海域)	34	からすがれい(北西大西洋条約海域)	54	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)
15	まさば及びごまさば太平洋系群	35	きはだ(インド洋協定海域)		
16	まさば及びごまさば対馬暖流系群	36	にたりくじら		
17	ずわいがに太平洋北部系群	37	みんくじら		
18	ずわいがに日本海系群A海域	38	あおざめ(南大西洋海域)		
19	ずわいがに日本海系群B海域	39	かたくちいわし対馬暖流系群		
20	ずわいがに北海道西部系群	40	うるめいわし対馬暖流系群		

国際機関で我が国の漁獲量が設定されている水産資源(23資源)は青色で着色

【参考】国際資源のTAC管理

- 「海の憲法」である国連海洋法条約の下、マグロ類等EEZ・公海をまたいで回遊する資源や公海に分布する資源を漁獲する国・地域は、RFMOを通じて、保存及び利用のために協力している。
- RFMOでは、沿岸国や遠洋漁業国等の関係国・地域が参加し、科学者が行った資源評価を基にTAC等の漁獲量規制を含む資源管理措置を導入。
- RFMOの意思決定は、年次会合において、関係国・地域間での交渉を経て行われる。

かつお・まぐろ類を管理するRFMO



- 5つのRFMO（ICCAT、CCSBT、IATTC、WCPFC、IOTC）が全世界の海域に生息するまぐろ類を管理（我が国はすべてのまぐろ系のRFMOに加盟）。
- 我が国周辺水域を含む中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）と最多のメンバーからなる大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）は特に重要。

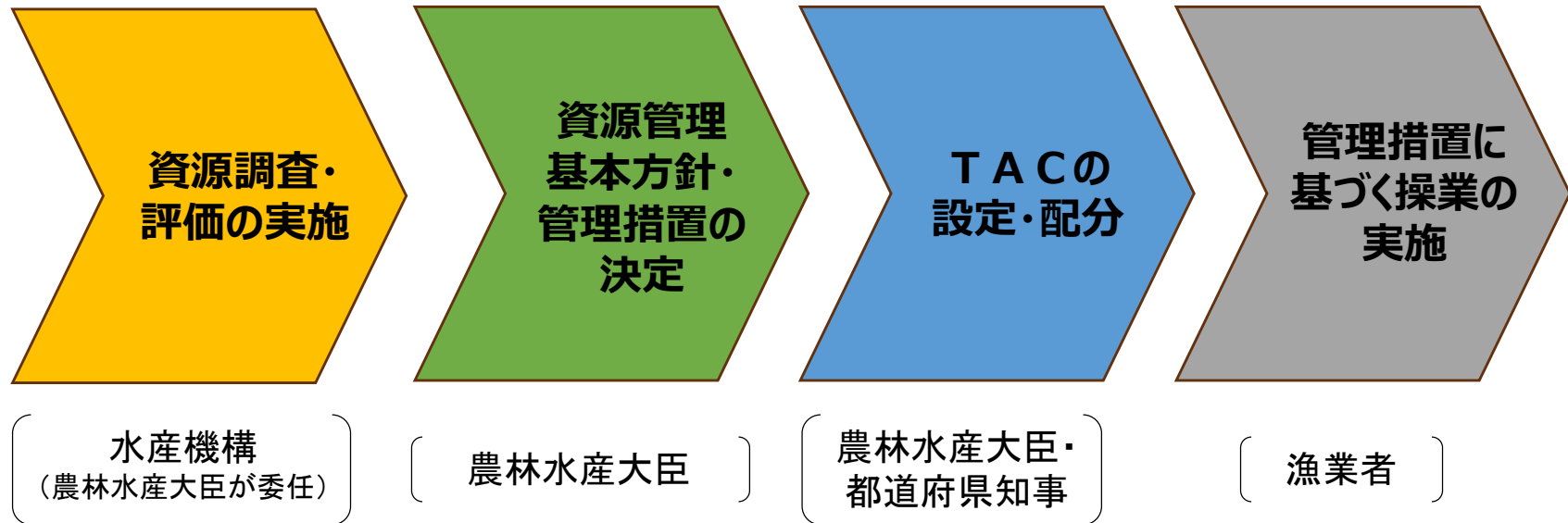
かつお・まぐろ類以外を管理するRFMO



- NEAFC、NAFO、GFCM、SEAFO、NPFC、SPRFMO、SIOFA、CCAMLRを中心に各区域を管理（我が国は、SPRFMO及びNEAFCには非加盟。GFCMからは脱退済）。
- 主にサンマ、サバなどの浮魚や、キンメダイ等の底魚を取り扱う。

TAC管理の流れ

- 国際資源以外のTACは、自主性・独立性を発揮しつつ科学技術に関する試験研究を行うことを主な業務とする国立研究開発法人水産研究・教育機構（水産機構）の資源評価結果に基づき設定している。
- 資源評価結果に基づく水産機構の提案を踏まえ、農林水産大臣が定める資源管理に関する基本方針（資源管理基本方針）に資源管理の目標やTACの算定方法を規定（原則5年毎に見直し）。
- TACは、農林水産大臣が管理のために漁業種類等ごとに設定する区分（大臣管理区分：大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業等）と都道府県に配分。配分ルールは漁獲実績を基礎とし、水産資源ごとに資源管理基本方針に詳細を規定。



- 農林水産大臣は、海洋環境に関する情報、水産資源の生息又は生育の状況に関する情報、採捕及び漁ろうの実績に関する情報その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための資源調査を行い（漁業法第9条第1項）、その結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するものとされている（同法第9条第3項）。
- 水産機構及び都道府県等研究機関が連携し、主に①漁獲の情報、②生物情報、③調査船の情報を収集することで、MSYをベースとした資源評価や資源水準・資源動向による資源評価を実施。

情報の収集

①漁獲の情報

- 月・県・漁法別の漁獲量
- 外国の漁獲量



市場での調査

評価は年単位で行い、基本的に農林統計や漁獲成績報告書のデータを使用。例えば、R7年度の資源評価では、R6年度データを使用し、R8年度のTACの根拠となる数値を算定。

②生物情報

- 体長・体重
- 年齢・成熟度



漁獲物や
調査採集物の
測定・分析

時期、水域、漁法ごとに特性を把握。年齢ごとの体長、体重などの成長や成熟率の情報を収集。

③卵や稚魚の情報

- 産卵量、稚魚・幼魚の分布量
- 調査船1隻や1網あたりの漁獲量 等



卵稚仔採集

トロール調査

調査点は資源の分布域をカバーするように設定。水温による分布変化が影響されやすい浮魚類の場合、各年の水温状況により調査地点を調整。

資源の年齢別構成、新たに漁獲対象に加わる資源量（加入量）、親魚の量などを推定

資源管理の目標（MSYを実現する親魚の量）を算出（原則5年毎に更新）

資源量の推定・
目標の算出

- 調査により得られた漁獲物の年齢組成を基に過去からの年齢別の漁獲尾数を推定し、当年の全資源尾数を把握。
- 当年1～4歳の資源尾数は前年の資源尾数から、漁獲及び自然死亡の尾数が減少。0歳資源尾数は産卵量（親魚量）に加え、餌や水温等環境の影響を受け変動。
- 過去の親魚量と加入尾数の関係から推定した再生産関係（図）を用いて、将来加入する0歳資源尾数を予測。1～4歳の資源尾数と合わせて翌年の予測資源尾数とし、TACの根拠となるABC（Allowable Biological Catch/生物学的許容漁獲量）を算出。ただし、将来の加入尾数は、環境等の影響で変動をしやすいことから不確実性が大きい。

年齢別の資源尾数の推定手法(コホート解析※1)

$$N\text{歳の資源尾数} = (N-1)\text{歳の資源尾数} - \text{漁獲尾数} - \text{自然死亡数}$$

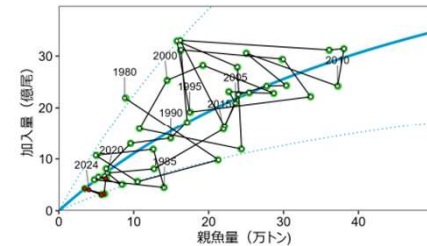
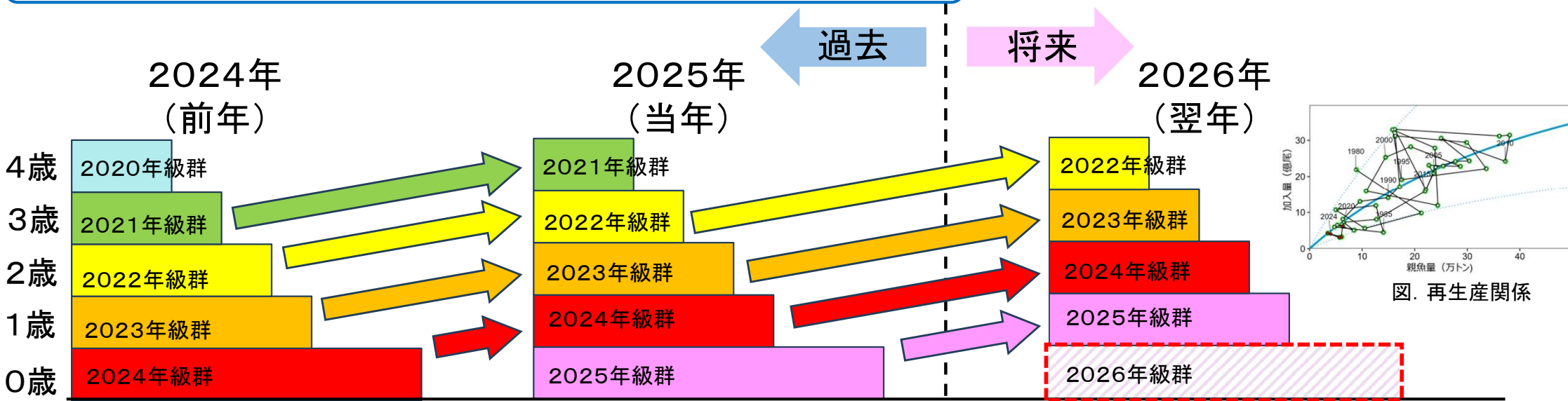


図. 再生産関係

1年経過すると、漁獲や自然死亡により、翌年の資源尾数が減少する

これまでの資源量や再生産関係※2等を踏まえて将来の資源量を予測

※1 コホート解析
同じ年に生まれた個体(年級群)の尾数が漁獲及び自然死亡によって毎年減少していくことに着目して資源量を推定する手法。年齢別の漁獲尾数と、自然死亡率の仮定に基づいて解析。

※2 再生産関係
産卵する親魚の量と、次の世代に漁獲対象として加入する子の量の関係。

主なTAC対象魚種の寿命

資源調査・
評価の実施

資源管理基本方針
管理措置の決定

TACの
設定・配分









管理措置に
基づく操業の
実施

10年以上



5～10年

1～5年

魚種名		寿命
	クロマグロ	20年以上
	マダイ	15年～20年
	ベニズワイガニ	10年以上
	ズワイガニ	10年以上
	マサバ	7、8年
	ブリ	7年程度
	マイワシ	7年程度
	マアジ	6年程度
	ゴマサバ	6年程度
	カタクチイワシ	2年程度
	ウルメイワシ	2年
	スルメイカ	1年

出典) 令和6年度国際漁業資源の現況: <https://kokushi.fra.go.jp/index-2.html>
 令和6年度我が国周辺の水産資源評価: <https://abchan.fra.go.jp/hyouka/doc2024/>
 に基づき、水産庁が作成

より精度の高い資源評価を目指して

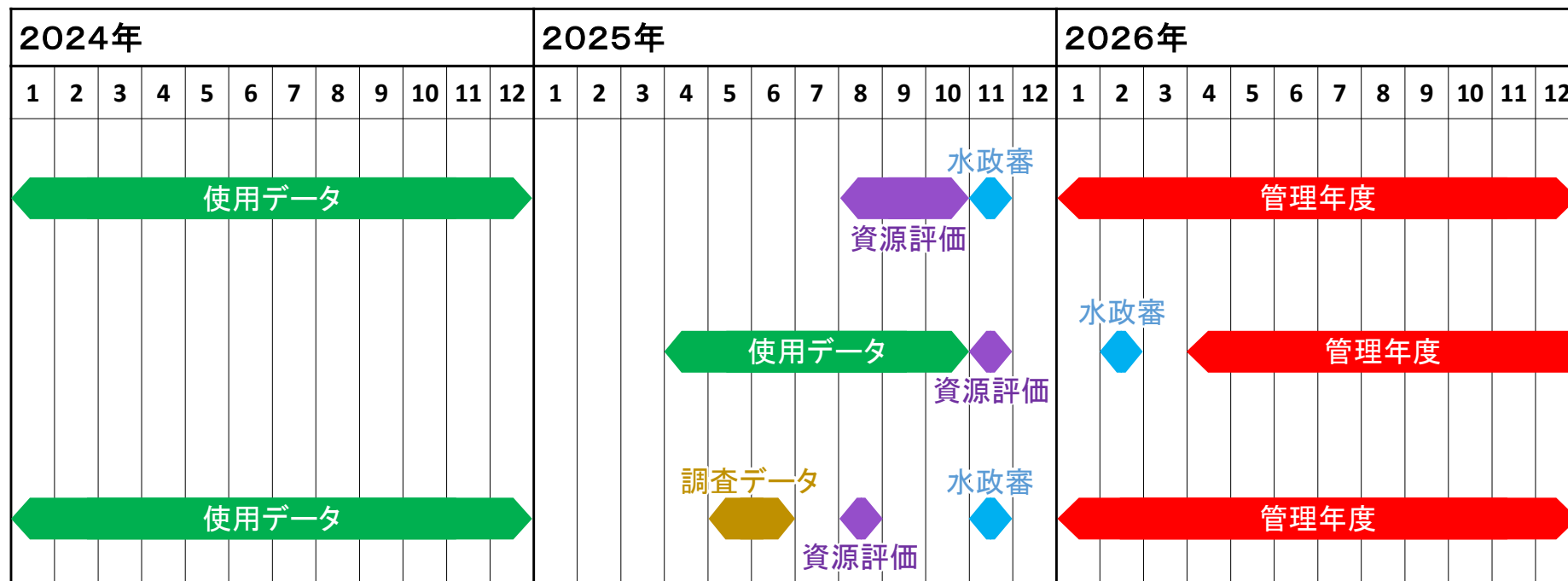
資源調査・
評価の実施

資源管理基本方針
管理措置の決定

TACの
設定・配分

管理措置に
基づく操業の
実施

- 資源評価で用いる漁獲情報は基本的に1月～12月で集計するが、生物や漁業の特性によって4月～翌年3月や7月～翌年6月等の12か月を1年として集計する魚種もある。
- 資源評価では直前の集計期間のデータを使用して、翌管理年度のTACの根拠となる数値を算定する。資源評価後、水産政策審議会（水政審）を経て、次期管理年度開始の1か月前を目途にTACを設定する。
- データを使用した期間以降と管理年度の間1年分のデータはTACを設定する根拠になった資源評価に反映されない。
- ただし、スルメイカでは資源評価直前までのデータを用いている。
- その他、マアジ対馬暖流系群においては、資源評価前に実施した調査データを資源評価結果の補正に使用している（スケトウダラやカタクチイワシも同様）。



資源管理基本方針の決定

資源調査・
評価の実施

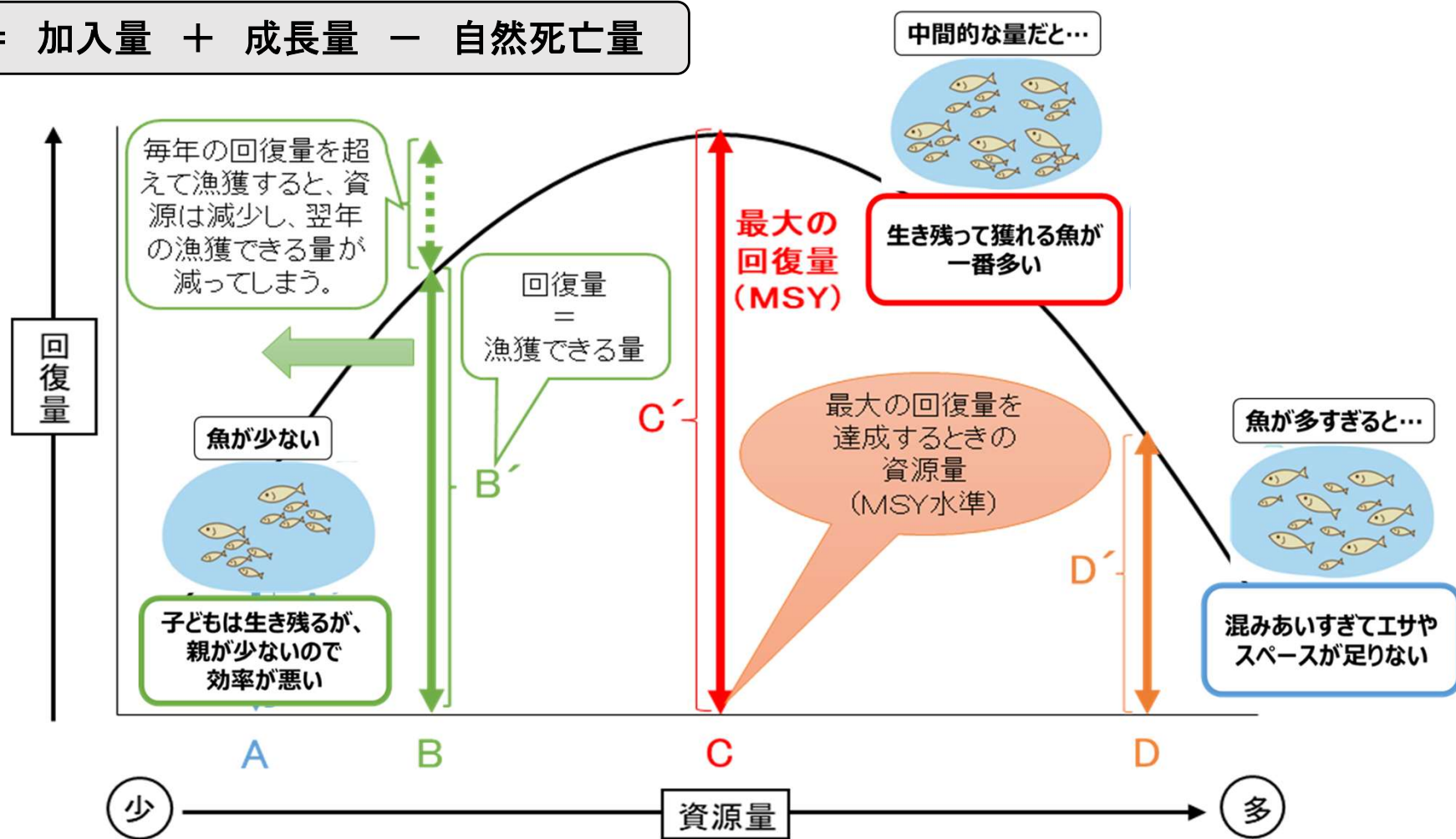
資源管理基本方針・
管理措置の決定

TACの
設定・配分

管理措置に
基づく操業の
実施

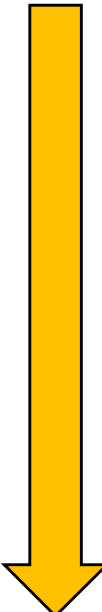
- 資源評価結果に基づく研究機関の提案を踏まえ、水産資源ごとに、資源管理の目標やTACの算定方法を、資源管理基本方針に規定（原則5年毎に見直し）。漁業関係者、地方公共団体、研究機関等誰もが参画可能な公開の会合（ステークホルダー会合）での説明や、水産政策審議会からの意見聴取を経た上で決定。
- 資源管理の目標については、MSY（Maximum Sustainable Yield/最大持続生産量：現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値）を実現する資源水準の値を目標（目標管理基準値）とすることを基本としている。

$$\text{回復量} = \text{加入量} + \text{成長量} - \text{自然死亡量}$$



- TACは、基本的には、水産機構が算定したその年の資源量の予測値と、資源管理の目標を達成するために求められる漁獲圧力（この算出ルールを漁獲シナリオという）を乗じることで導かれるABC（Allowable Biological Catch/生物学的許容漁獲量）の範囲内で設定する。

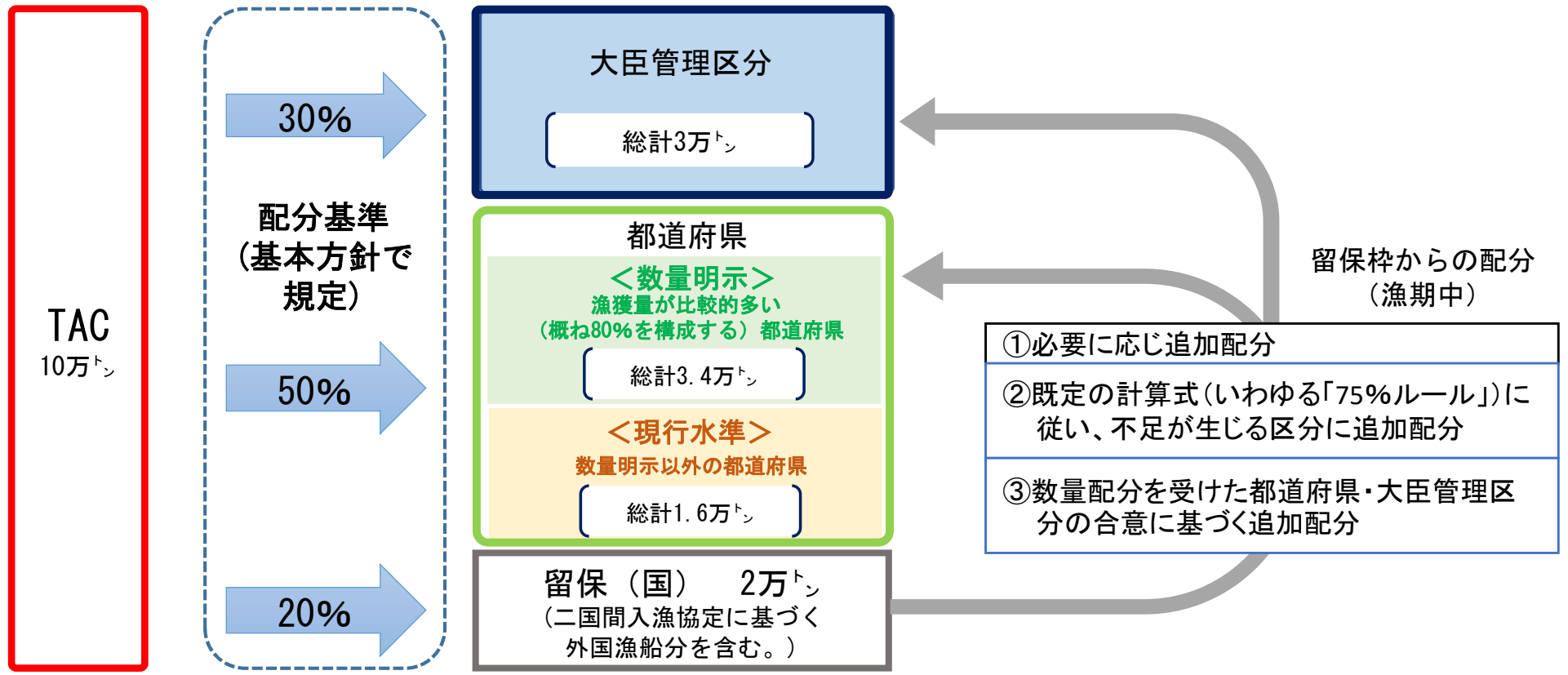
$$ABC = \text{当該管理年度の資源量} \times \text{漁獲圧力}$$

- 
- 当該管理年度の資源量
→ 資源調査・評価により水産機構が算定
 - 漁獲圧力
→ 資源状況に応じて、
資源管理基本方針に定める漁獲シナリオに基づき決定

$$TAC \leq ABC$$

TACの配分

- TACは、大臣管理区分（農林水産大臣が管理のために漁業種類/海域ごとに設定する区分をいう。大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業等）と都道府県に配分する。配分は、過去3か年の漁獲実績の比率等に基づいて配分することを基本としている。なお、配分を受ける者の間での別途の合意に基づいて配分している資源も存在する。
- 漁獲量の比較的多い（概ね80%を構成する）都道府県には数量を明示して配分する（数量明示）。それ以外の都道府県には、配分数量を明示せず、「現行水準」として配分する（ただし、目安とする数量は示す）。
- TAC超過防止のためのバッファとして、国が管理する「留保枠」を設定している資源も存在する。



I Q 管理の推進

資源調査・
評価の実施

資源管理基本方針・
管理措置の決定

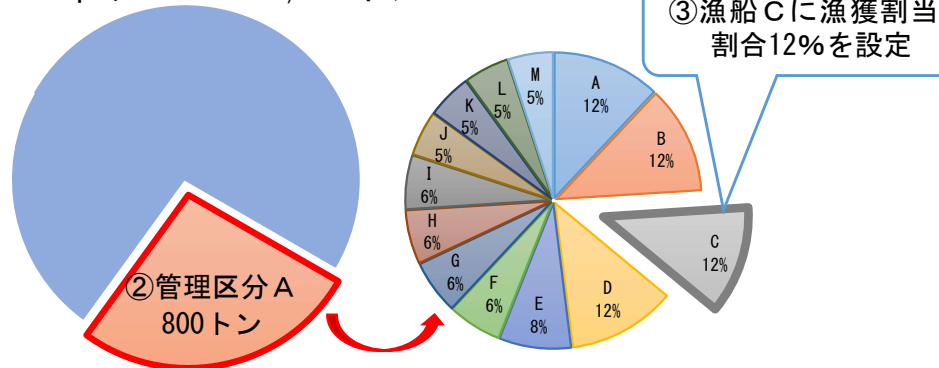
T A C の
設定・配分

管理措置に
基づく操業の
実施

- 漁業法は、漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うことを基本とすると規定（漁業法第8条）。
- 大臣許可漁業については、T A C 資源を主な漁獲対象とする漁業に I Q（Individual Quota/漁獲割当て）管理を導入している。
- 沿岸漁業においても、I Q 的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、T A C 資源については、資源、地域によって漁業法に基づく I Q 管理への移行を目指す。

漁獲割当割合の設定（有効期間は5年が基本）

①20XX年の T A C : 3,000 トン



③漁船 C に漁獲割当割合 12% を設定

年次漁獲割当量の設定（管理年度ごと）

①20XX年の T A C : 3,000 トン

②管理区分 A への配分量 : 800 トン

③漁船 C の漁獲割当割合 : 12%

800 × 12%

漁船 C の 20XX 年の年次漁獲割当量 (I Q) : 96 トン

I Q 管理の導入状況

大臣許可漁業	水産資源	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
かつお・まぐろ漁業	ミナミマグロ	→				
	大西洋クロマグロ (東大西洋・西大西洋)	→				
	クロマグロ (大型魚)		→			
大中型まき網漁業	サバ類	→				
	マイワシ		→			
かじき等流し網漁業等	クロマグロ (小型魚・大型魚)		→			
	スルメイカ		→			
北太平洋さんま漁業	さんま		→			
日本海べにずわいがに漁業 (大臣許可水域)	ベニズワイガニ					→

TACの配分（例）

【まいわし太平洋系群（令和8管理年度）】

- ・過去3か年（令和2～4年度）の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理区分（漁業種類毎）と都道府県に配分
- ・大臣管理区分については、IQを行う管理区分と総量の管理を行う管理区分に分けて配分

特定水産資源	TAC(トン)
まいわし太平洋系群	661,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当て(IQ)を行う管理区分)	208,300
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	199,300

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	21,000	漁獲量の少ない 15府県 については、 現行水準
岩手県	12,000	
宮城県	32,500	
三重県	10,800	
宮崎県	9,300	

留保(トン)	132,200
--------	---------

【まあじ（令和8管理年度）】

- ・過去3か年（令和2～4年度）の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理区分（漁業種類毎）と都道府県に配分

特定水産資源	TAC(トン)
まあじ	183,200

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	65,000

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
島根県	17,100	漁獲量の少ない 33都道府県 については、 現行水準
山口県	3,000	
長崎県	26,800	
宮崎県	4,200	
鹿児島県	3,600	

留保(トン)	36,600
--------	--------

- TAC順守のため抑制的に操業した結果として未消化分が生じることや、毎年の加入量の変動によって全体の資源量が大きく変動することがある中において、TAC管理を実施している。
- こうした状況に柔軟に対応するため、資源の特性に応じて、以下のルールを導入している。
 - ① 目標の達成を妨げない範囲で、TACの未消化分を翌管理年度に繰越し
 - ② 当該管理年度中に公表された、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、目標の達成を妨げない範囲で、当該管理年度の途中に、当該管理年度と翌管理年度の間でTACを調整

TACの繰越し

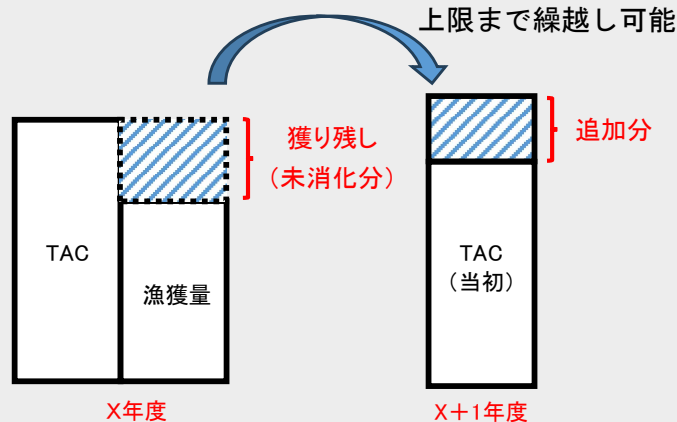
例：すけとうだら日本海北部系群

- 予めリスク評価を行い、繰越可能な割合の上限等を定めておく



ある年に獲り残しが生じた場合、繰越可能な量の範囲内で翌管理年度へ繰り越し

【繰越しのイメージ】



翌管理年度とのTACの調整

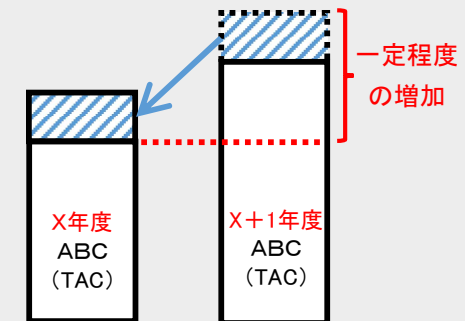
例：まさば及びごまさば対馬暖流系群

- X管理年度中に公表された最新の資源評価に基づき、翌管理年度のABCが増加することが示された場合



研究機関による試算を行い、目標の達成に支障がないことを確認した上で、翌管理年度との間でTACを調整できる

【調整のイメージ】



TACの未利用分の繰越し・翌管理年度との調整（例）

資源調査・
評価の実施

資源管理基本方針
管理措置の決定

TACの
設定・配分

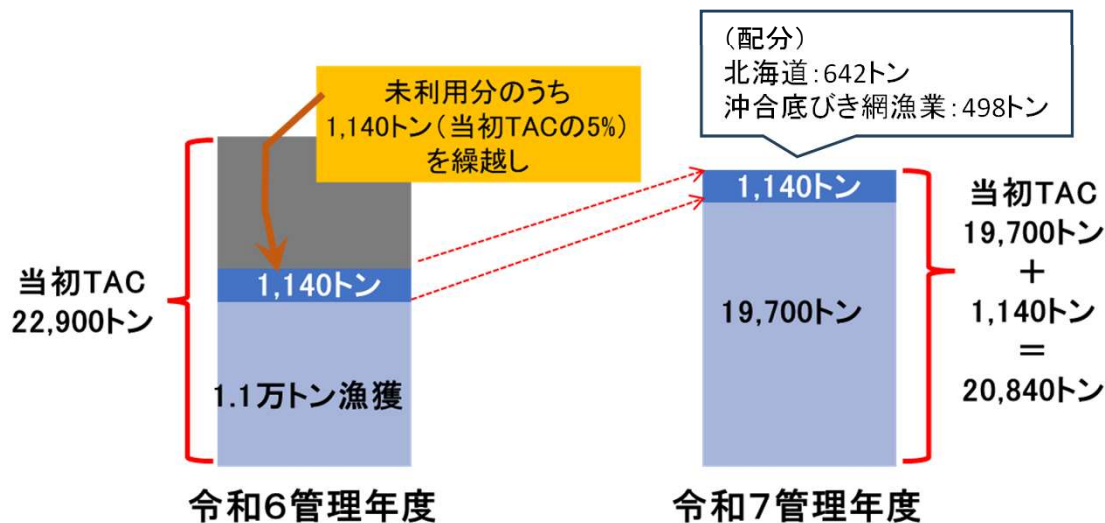
管理措置に
基づく操業の
実施

【すけとうだら日本海北部系群（令和6，7管理年度間の調整）】

令和6管理年度のTACの未利用分のうち、1,140トン（当初TACの5%）を令和7管理年度に繰り越し。



繰越し分は、数量明示区分に比例配分（北海道：642トン、沖合底びき網漁業：498トン）。

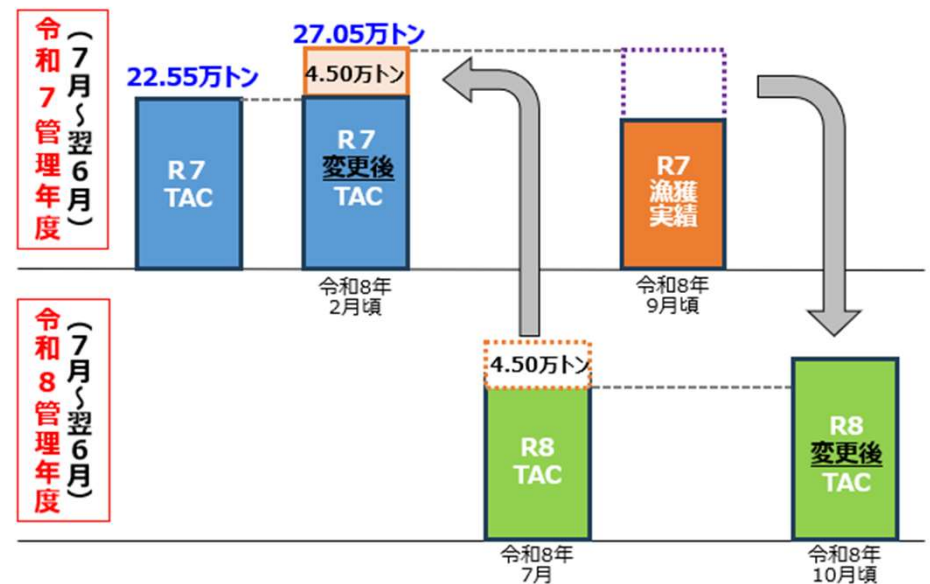


【まさば及びごまさば対馬暖流系群（令和7，8管理年度間の調整）】

令和8管理年度のABCが令和7管理年度のABCより増加したことから、4.5万トンを令和8管理年度のTACから令和7管理年度のTACに繰り入れ。



今後、令和7管理年度の漁獲実績を集計し、未利用分を算出し、繰り入れ量を上限として未利用分を令和8年度TACに戻し入れ。



漁獲量の報告

資源調査・
評価の実施

資源管理基本方針
管理措置の決定

TACの
設定・配分

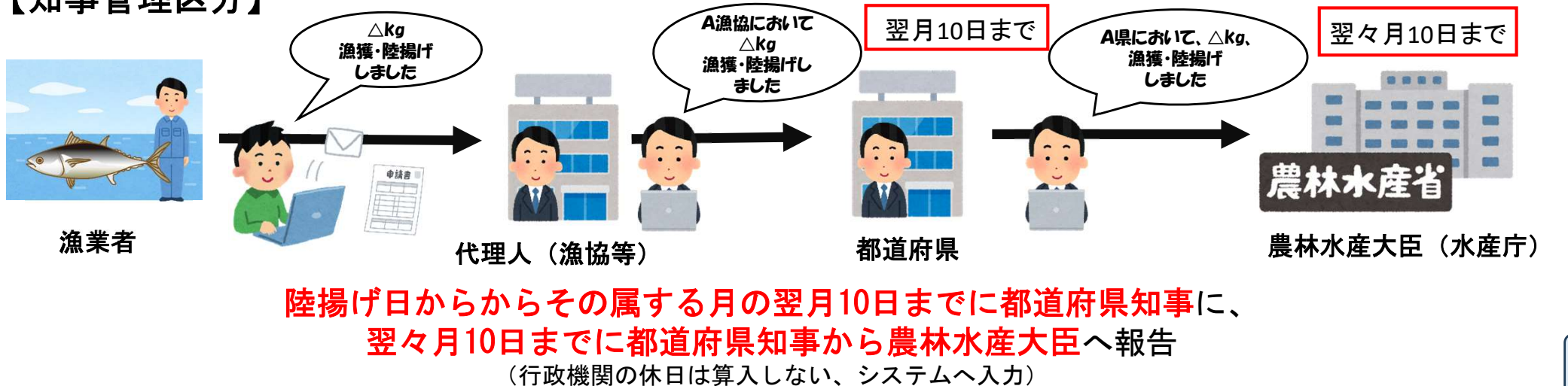
管理措置に
基づく操業の
実施

- TAC管理の基本となる漁獲量等の報告については、漁業者に課せられた義務として、違反に対する罰則も含め漁業法に位置付けられている。
- 大臣管理区分に属する漁業者は、陸揚げ日からその属する月の翌月10日までに農林水産大臣へ報告する義務がある。
- 都道府県知事が管理する知事管理区分に属する漁業者は、陸揚げ日からその属する月の翌月10日までに都道府県知事に報告する義務があり、都道府県知事は、翌々月10日までに農林水産大臣へ報告する必要がある。

【大臣管理区分】



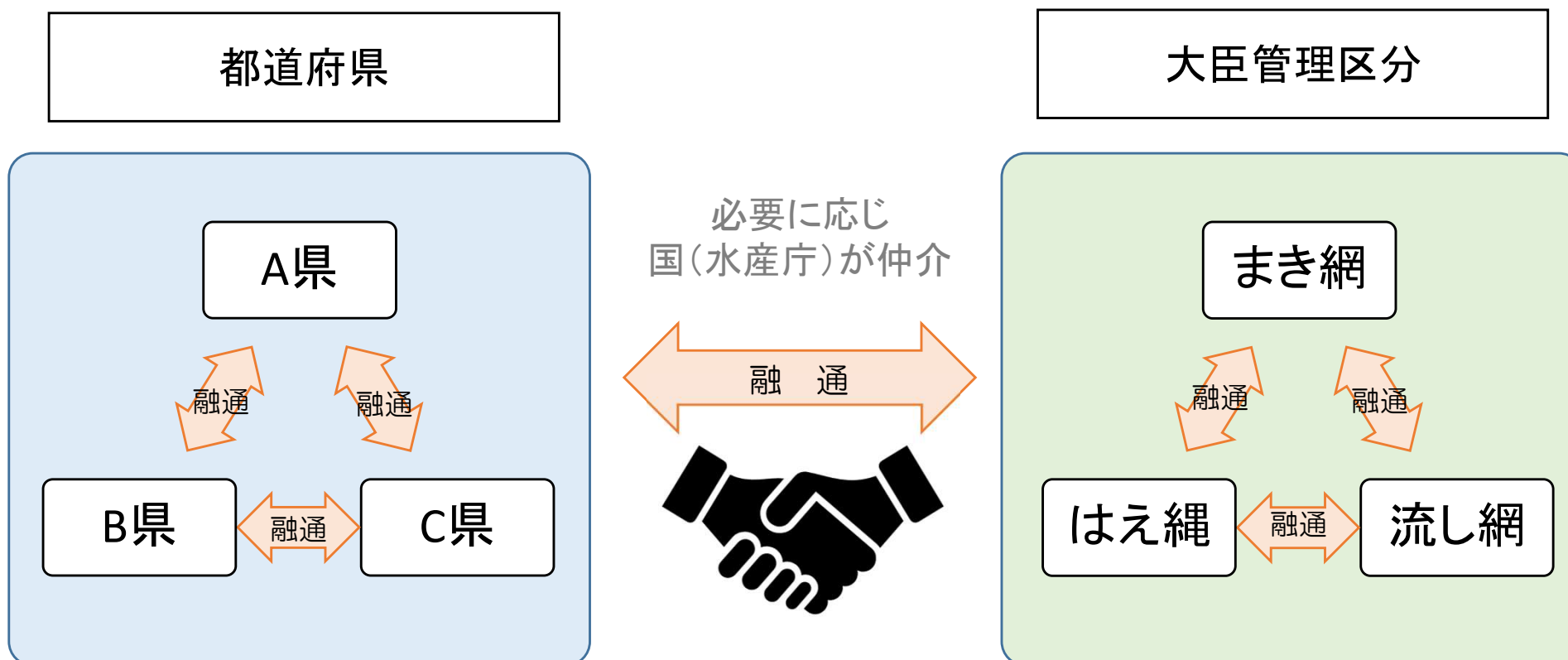
【知事管理区分】



- TACによる管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行う（漁業法第8条）。
- 配分数量に対して漁獲量が積み上がった場合、農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業法に基づき、
①漁獲量等の公表、②超過しないための助言、指導又は勧告、③採捕の停止等の命令の発出
の段階を踏んで対応する。
- また、③の採捕の停止等の命令に違反し、かつ、引き続き違反するおそれがある者に対しては、農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業法第34条に基づく停泊命令等を行うことができる。さらに、採捕停止等の命令又は停泊命令等に違反した者については、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰則が設けられている（漁業法第190条）。
- 配分数量の超過が生じた場合、原則、超過分を翌管理年度の配分数量から差し引くこととしている。
- このような事態を避けるため、大臣管理区分においては、漁獲量の積み上がりに応じて、管理団体を通じて、漁業者自身による操業の自粛や漁場移動等の取組みが行われている。
- 水産庁としては、適切なTAC管理のため、
 - ・ 一定以上の国の留保を設定する場合には、漁獲の積み上がりの状況に応じて、当該留保からの迅速な追加配分を行うとともに、
 - ・ 配分数量の消化状況に応じて、他の区分等との融通が円滑に行われるよう調整に努めていく。

- 海洋環境の変化等により、漁場形成の変動や想定外の来遊等が生じることで、過去3か年の漁獲実績の比率等に基づく各管理区分の配分数量がその年の漁業実態と合わない事態を招く。これにより、TACの範囲内であっても、ある管理区分の配分数量が逼迫し、操業が制限される可能性がある。
- こうした状況に対応するため、配分数量が不足しそうな管理区分等に対し、漁獲枠に余裕のある管理区分等から配分数量を移し替える「融通」を促進している。融通に当たっては、当事者間で合意の上、必要な手続をすることで対応可能であり、必要に応じて国も仲介を実施している。

【融通のイメージ】



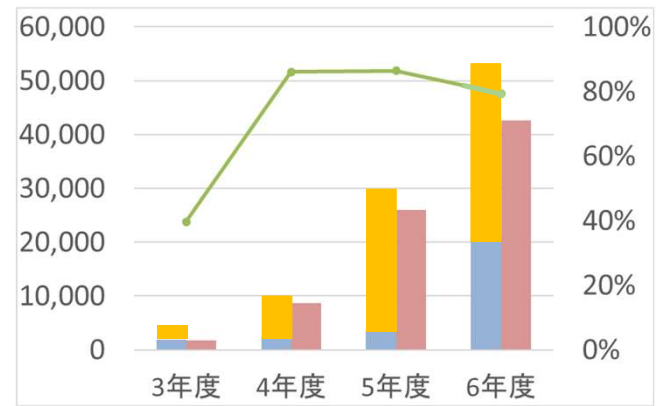
【参考】管理区分・都道府県間の融通（例）

● まいわし対馬暖流系群では、令和5～6管理年度において、大臣管理区分である大中型まき網漁業の漁獲が積み上がったことから、配分を受ける者の間の合意に基づき、国の留保からの配分や大臣管理区分・都道府県間の融通を積極的に実施した。

【まいわし対馬暖流系群（令和5管理年度）】

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年2月21日	国の留保からの追加配分	大中型まき網漁業	3,500	16,500	13,000
		国の留保	42,900	29,900	-13,000
令和5年3月20日	融通	大中型まき網漁業	16,500	21,500	5,000
		石川県	31,100	26,100	-5,000
令和5年8月21日	国の留保からの追加配分	大中型まき網漁業	21,500	24,000	2,500
		国の留保	14,900	12,400	-2,500
令和5年9月15日	融通	大中型まき網漁業	24,000	27,000	3,000
		石川県	26,100	23,100	-3,000
令和5年10月19日	融通	大中型まき網漁業	27,000	30,000	3,000
		石川県	23,100	20,100	-3,000

大中型まき網漁業



【まいわし対馬暖流系群（令和6管理年度）】

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年2月7日	国の留保からの追加配分	長崎県	16,400	32,000	15,600
		大中型まき網漁業	20,700	33,700	13,000
		国の留保	44,400	15,800	-28,600
令和6年4月9日	融通	石川県	40,900	35,900	-5,000
		大中型まき網漁業	33,700	38,700	5,000
令和6年6月19日	融通	石川県	35,900	30,900	-5,000
		大中型まき網漁業	38,700	43,700	5,000

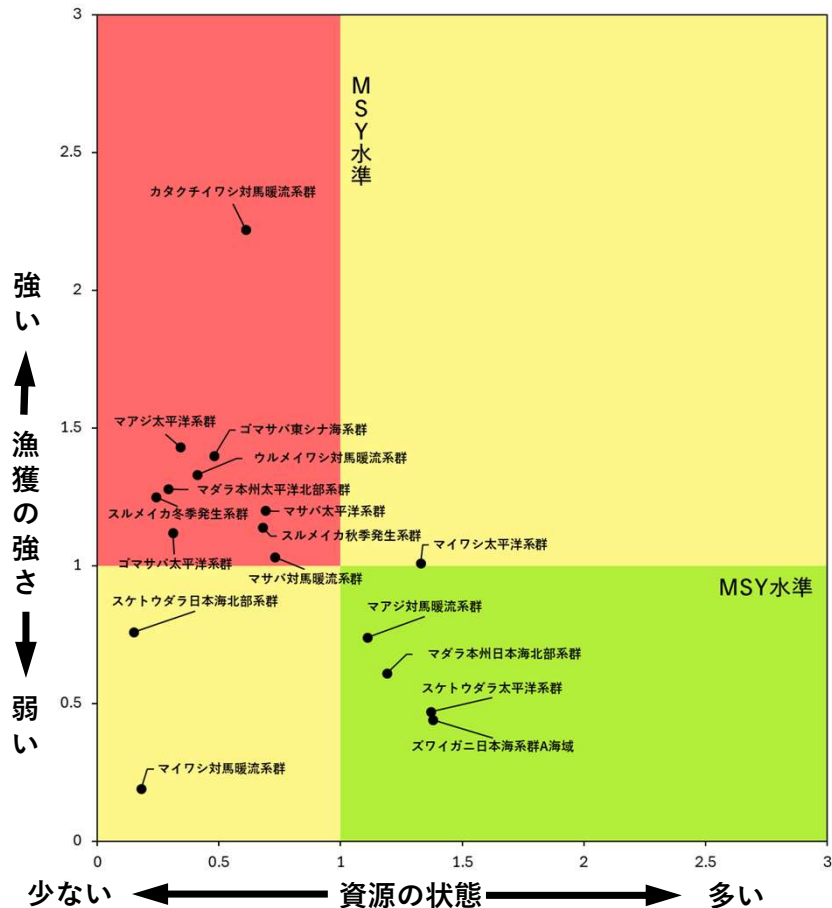
- 当初配分(ト)
- 配分変更(増加)(ト)
※留保からの追加、他からの融通
- 漁獲実績(ト)
- 消化率 (%)

水産資源の現状

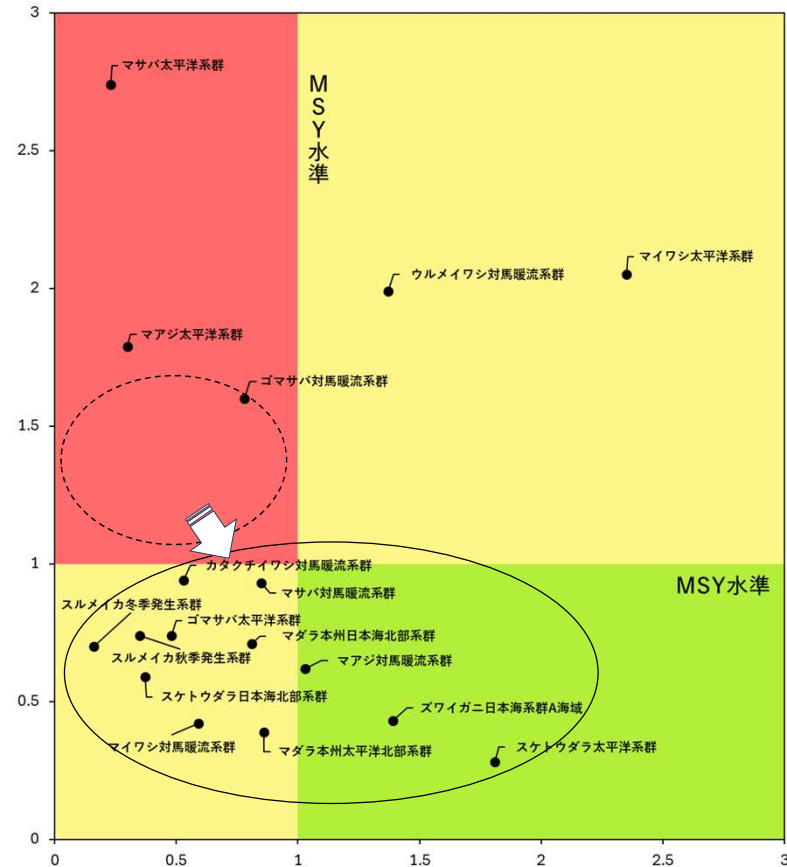
- TAC対象魚種のMSYベースの資源評価結果を令和2年度評価報告と令和6年度評価報告で比較した場合、令和2年度にはマダラ本州太平洋北部系群等の7種10資源が資源にとって望ましくない状態（赤色の領域）にあったが、令和6年度にはマアジ太平洋系群等の3種3資源となっているほか、赤色の領域から漁獲圧が低い黄色（左下）の領域にゴマサバ太平洋系群等の5種6資源が移っており、資源状態が回復傾向にあると考えられる。

TAC対象魚種のMSYベースの資源評価

令和2年度評価報告



令和6年度年評価報告

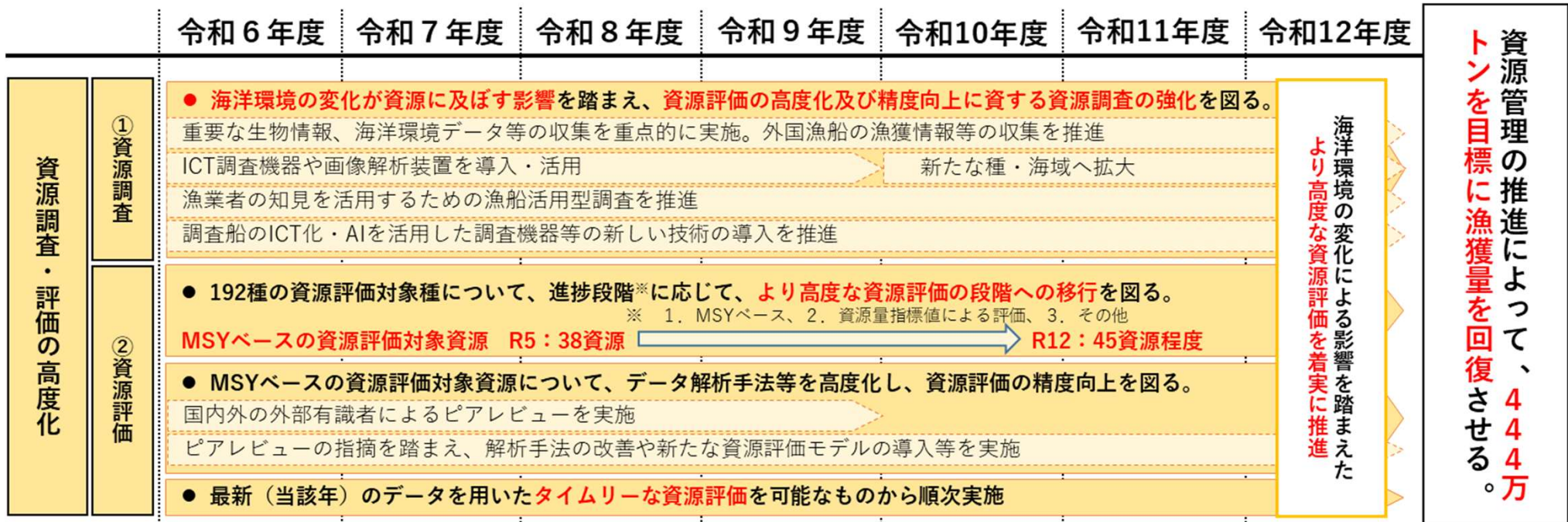


注1：ウルメイワシ対馬暖流系群、カタクチワシ対馬暖流系群、マダラ本州太平洋北部系群、マダラ本州日本海北部系群については、令和3年度評価報告
 注2：令和6年度評価報告から、ゴマサバ東シナ海系群の名称がゴマサバ対馬暖流系群に変更

【参考】資源管理の推進のための新たなロードマップ（1 / 3）

- 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの目標と工程を示したロードマップを公表し、漁業法に基づく資源管理を推進してきた。
- その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど一定の基盤が概ね整ったが、同時に、解決を要する課題が浮かび上がってきた。
 - ① 資源評価対象種を192種まで拡大
 - ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
 - ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
 - ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
 - ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行
- これらを踏まえ、令和6年度以降は、課題を解決しながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図ることとした。

また、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための目標と工程を示した新たなロードマップを令和6年3月に公表した。



【参考】資源管理の推進のための新たなロードマップ（2 / 3）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	資源管理の推進によって、 444万トンを目標に漁獲量を回復させる。	
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	資源拡大 TAC	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までに漁獲量ベース（*1）で8割をTAC管理開始 （*1）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進（関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。） 								MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をMSY水準以上にする。
	TAC管理の運用改善等	<ul style="list-style-type: none"> TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題（混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など）について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る <ul style="list-style-type: none"> * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を推進 TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 								
	国際資源	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 <ul style="list-style-type: none"> 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け 								
IQ管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施（資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行） 							IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現		
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	協定を公表	効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成		<ul style="list-style-type: none"> 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 優良事例の共有・横展開を促進 			実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現			
		資源管理協定の取組を実践（履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施）					取組を実践			
		履行確認	履行確認	履行確認	履行確認	履行確認	履行確認	履行確認		
				(中間時) 効果の検証	取組内容を改良	(終了時) 効果の検証		取組内容を改良		
		検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割					8割			

【参考】資源管理の推進のための新たなロードマップ（3 / 3）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
遊漁の管理の推進	クロマガ	● 令和3年度から実施している現行措置を強化（報告期限の短縮等）		● 管理の高度化を推進（届出制の導入等の検討）		● 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進		
	クロマガ 以外	● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進						
DX推進による業務の効率化	● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進		技術（AI等）や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進			報告に活用するための現場実装を推進		
	漁獲情報のワンスオンリー※に向けたデータ利活用や収集体制を検討		※同じ情報を二度提出させない			漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進		
	● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化		TAC管理等に必要な漁船・許可情報の一元管理システムを構築			20都道府県以上で利用		全ての沿海都道府県で利用
		IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管			資源評価実施機関で利用			

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

資源に応じ遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現
報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化等を実現

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。